

指定管理者募集に関する質問と回答（函館市亀田交流プラザ）

（令和元年9月2日質問受付分（その2））

No.	対象書類	質 問	回 答
6	函館市亀田交流プラザ管理業務処理要領 P 6～P 17 3 維持管理に関すること	・ P 6～17の維持管理，清掃業務に関しまして，維持管理の代表会社より個別に業務発注は可能でしょうか。	・ 清掃，警備といった個々の具体的業務については，あらかじめ第三者に委託する理由を記載した申請書を提出し，市が承諾した場合は，第三者に委託することを可能としておりますが，指定管理者制度の趣旨をかんがみれば，管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできないものであります。 また，再委託の範囲については，責任の所在が曖昧になり，情報管理におけるリスクの増加も考えられることから，その業務内容や理由等を精査し，必要最小限とすべきであり，本制度において，市の承諾を得て再委託された者が，その業務の一部をさらに他の第三者に委託（いわゆる再々委託）することは基本的に想定しておりませんが，特段の事情がある場合は，別途，市と協議していただくこととなります。